

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 鳥獣捕獲等事業軽微変更届：（環境局自然環境部計画課）…二
- 家畜伝染病の発生（二件）：（産業労働局農林水産部食料安全課）…二
- 種畜証明書の交付：（産業労働局農林水産部農業振興課）…三
- 保安林の指定施業要件の変更予定：（産業労働局農林水産部森林課）…五
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除：（建設局河川部指導調整課）…五
- 土砂災害警戒区域等の指定：（同）…六
- 指定納付受託者の指定内容の変更：（東京都教育委員会）…六
- 優良映画等の推奨：…七
- （生活文化スポーツ）局都民安全推進部若年支援課：…七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二一件）：（産業労働局商工部地域産業振興課）…七

公告

告示

●東京都告示第千五百九十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第六百十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十日

東京都知事 小池百合子

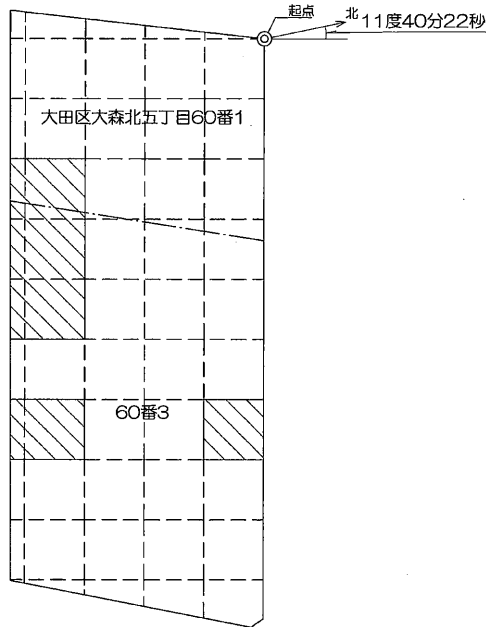
一 指定を解除する区域 別図のとおり（大田区大森北五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】
 起点は、大田区大森北五丁目60番1の最北端とする。

【格子の回転角度（11度40分22秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西南方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
□	敷地境界
---	筆境界
□	単位区画線
▨	指定を解除する区域

●東京都告示第千五百九十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十八条の七第三項に規定する鳥獣捕獲等事業の軽微な変更の届出があったので、法第十八条の七第五項の規定に基づき、当該届出をした鳥獣捕獲等事業者について次のとおり告示する。

令和四年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 鳥獣捕獲等事業者の名称
総合警備保障株式会社
- 二 鳥獣捕獲等事業者の住所
港区元赤坂一丁目六番六号
- 三 鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役社長 栢木 伊久二

●東京都告示第千五百九十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項に基づく届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 家畜伝染病の種類
豚熱
- 二 家畜の種類
いのしし
- 三 患者又は疑似患者の区分

患畜

四 発生頭数

一頭

五 発生場所

小平市

六 発生年月日

令和四年十一月十九日

●東京都告示第千五百九十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項に基づく届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十日

東京都知事 小池百合子

一 家畜伝染病の種類

豚熱

二 家畜の種類

いのしし

三 患畜又は疑似患畜の区分

疑似患畜

四 発生頭数

五頭

五 発生場所

小平市

六 発生年月日

令和四年十一月十九日

●東京都告示第千五百九十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項本文の規定に基づき種畜証明書を次のとおり交付した旨農林水産大臣から通報があったので、同法第八条第二項の規定により告示する。

令和四年十二月二十日

東京都知事 小池百合子

証明書番号	等級	種類	品種	名号	生年月日	検査年月日	飼養者住所・氏名
三二六三〇二〇〇〇五	二級	豚	合成豚	トウキョウX オウメ 九〇九四七五	平成二十六年一月二十一日	令和四年十月十一日	青梅市新町六丁目七番地の一 公益財団法人東京都農林水産 振興財団
三二六三〇二〇〇〇三	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 一六〇九五二七	平成二十六年二月九日	同日	同右
三二二三〇二〇〇〇一	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 三〇九五四七	平成二十六年二月二十一日	同日	同右
三二六三〇二〇〇〇九	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 八〇九七一	平成二十六年六月十二日	同日	同右
三二七三〇二〇〇〇二	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 一〇九七一六	平成二十六年六月十四日	同日	同右
三二八三〇二〇〇〇一	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 一二一〇五八〇	平成二十七年十二月九日	同日	同右
三二八三〇二〇〇〇二	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 五一〇七五八	平成二十八年三月二日	同日	同右
三二八三〇二〇〇〇三	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 一〇一〇七九四	平成二十八年三月六日	同日	同右
三二九三〇二〇〇〇一	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 四一六七四	平成二十九年五月九日	同日	同右
三二〇三〇二〇〇〇四	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 九一三二七三	令和元年六月十九日	同日	同右
三二〇三〇二〇〇〇五	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 五一三三〇八	令和元年七月八日	同日	同右
三二二一三〇二〇〇〇二	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 二一三八九五	令和二年四月十三日	同日	同右
三二二二三〇二〇〇〇二	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 一〇一四五五八	令和三年二月二十一日	同日	同右

●東京都告示第千五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので告示する。

令和四年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市美山町二一六一番一及び同番三一

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千六百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及

び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第八百七号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び大田区役所において縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
大田区	田園調布四丁目	111001-K025	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
大田区	田園調布四丁目	111001-K025	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千六百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び大田区役所において縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
大田区	田園調布四丁目	111001-K025	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
大田区	田園調布四丁目	111001-K025	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千六百二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者の指定の内容を変更したので、東京都会計事務規則(昭和三十九年東京都規則第八十八号)第三十七条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
三井住友カード株式会社

江東区豊洲二丁目二番三十一号S M B C豊洲ビル
二 変更前の指定納付受託者に納付させる歳入の内容
教育職員免許法関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十五号)第二条に規定する手数料、東京都事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)第二条第一項第一号に規定する資格又は履歴に関する証明のうち教育職員免許状授与証明書に関する手数料及び東京都立学校の授業料等徴収条例(昭和二十二年東京都条例第九十一号)第一条に規定する東京都立高等学校の証明書手数料

三 変更後の指定納付受託者に納付させる歳入の内容
教育職員免許法関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十五号)第二条に規定する手数料、東京都事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)第二条第一項第一号に規定する資格又は履歴に関する証明のうち教育職員免許状授与証明書に関する手数料、東京都立学校の授業料等徴収条例(昭和二十二年東京都条例第九十

校の授業料等徴収条例(昭和二十二年東京都条例第九十

一号)第一条に規定する東京都立高等学校の証明書手数料及び銃砲刀剣類所持等取締法に基づき東京都教育委員会が行う事務に係る手数料に関する条例(平成十二年東京都条例第七十六号)第二条に規定する手数料

四 変更日

令和四年十二月一日

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

令和四年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

四八〇 映画 注文中に時間 奥村 安莉 青少年を健全に育成する上
がかかるカ 沙
フェー僕た
ちの挑戦
で有益である
と認める。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年十二月二十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和四年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 赤羽駅北ショッピングセンター

二 店舗所在地 北区赤羽一丁目六十七番五十八号

三 設置者名 株式会社ジェイアール東日本都市開発

四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号

五 変更前の設置者の代表者名 出口 秀巳

六 変更後の設置者の代表者名 根本 英紀

七 変更前の小売業者の氏名又は名称 敷島製パン株式会社ほか八名

八 変更後の小売業者の氏名又は名称 敷島製パン株式会社ほか十五名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ニュー・クイックほか四名

十 変更前の小売業者の住所 神奈川県藤沢市辻堂二丁目七番一号湘南パールビル六階(株式会社ニュー・クイック)ほか

十一 変更後の小売業者の住所 中央区日本橋馬喰町一丁目十四番五号日本橋Kビル九階(株式会社ニュー・クイック)ほか

十二 変更前の小売業者の代表者名 清水 富士雄(株式会社ニュー・クイック)ほか

十三 変更後の小売業者の代表者名 池野 賢司(株式会社ニュー・クイック)ほか

十四 変更日 令和四年六月二十四日ほか

十五 届出日 令和四年十一月二十五日

十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間

令和四年十二月二十日から令和五年四月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十八 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 アクロスモール八王子みなみ野

二 店舗所在地 八王子市みなみ野一丁目二番一号

三 設置者名 三菱HCキャピタル株式会社

四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目五番一号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社BANKANわものやほか十一名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社BANKANわものやほか十四名

七 変更日 令和四年九月二十八日ほか

八 届出日 令和四年十一月二十九日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

令和四年十二月二十日から令和五年四月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日

を除く。

を

除く。

を

除く。

<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 店舗名 イーアス高尾</p>	<p>一 店舗名 京王ストアめじろ台店</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあっては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年十二月二十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。 令和四年十二月二十日 東京都知事 小池 百合子</p>
<p>二 店舗所在地 八王子市東浅川町五百五十番地一</p>	<p>二 店舗所在地 八王子市めじろ台一丁目九番地二</p>	
<p>三 設置者名 大和ハウス工業株式会社</p>	<p>三 設置者名 株式会社京王ストア</p>	
<p>四 設置者住所 大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号</p>	<p>四 設置者住所 多摩市関戸一丁目十一番地一</p>	
<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社三和ほか六十二名</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 川瀬 明伸</p>	
<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社三和ほか六十六名</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 川田 裕史</p>	
<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 日本トイザラス株式会社ほか十二名</p>	<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストア</p>	
<p>八 変更前の小売業者の住所 新宿区西新宿八丁目十七番一号（コネクシオ株式会社）</p>	<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか一名</p>	
<p>九 変更後の小売業者の住所 港区虎ノ門四丁目一番一号（コネクシオ株式会社）</p>	<p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストア</p>	
<p>十 変更前の小売業者の代表者名 アンドレ・アーチー・ジェイブス（日本トイザラス株式会社）ほか</p>	<p>十 変更前の小売業者の代表者名 川瀬 明伸</p>	
<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 テイラー・リチャード・コリン（日本トイザラス株式会社）ほか</p>	<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 川田 裕史</p>	
<p>十二 変更日 令和四年七月十五日ほか</p>	<p>十二 変更日 令和四年六月二十四日ほか</p>	
<p>十三 届出日 令和四年十二月一日</p>	<p>十三 届出日 令和四年十一月二十九日</p>	
<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	
<p>十五 縦覧期間 令和四年十二月二十日から令和五年四月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年</p>	<p>十五 縦覧期間 令和四年十二月二十日から令和五年四月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年</p>	<p>一 店舗名 京王ストアめじろ台店</p> <p>二 店舗所在地 八王子市めじろ台一丁目九番地二</p> <p>三 設置者名 株式会社京王ストア</p> <p>四 設置者住所 多摩市関戸一丁目十一番地一</p> <p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地 三十九台</p> <p>六 変更後の駐車場の 隔地 十二台</p>

位置及び収容台数	七 変更前の来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯 午前八時四十五分から午後十時十五分まで
八 変更後の来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯	八 変更後の来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯 午前八時四十五分から午後十時十五分まで
九 変更前の駐車場の 自動車の出入口の 数及び位置	九 変更前の駐車場の 自動車の出入口の 数及び位置 二箇所 隔地
十 変更後の駐車場の 自動車の出入口の 数及び位置	十 変更後の駐車場の 自動車の出入口の 数及び位置 一箇所 隔地
十一 変更日	十一 変更日 令和五年七月三十日
十二 届出日	十二 届出日 令和四年十一月二十九日
十三 縦覧場所	十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十四 縦覧期間	十四 縦覧期間 令和四年十二月二十日から令和五年四月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十五 縦覧時間	十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

